

令和3年3月吉日

亀山小学校 P T A 会長 北川 誠
亀山南小学校 P T A 会長 雲地 優
亀山中学校 P T A 役員代表 高島 克己

三校合同 P T A 本部役員規約改正についてお知らせ

早春の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より P T A 活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度亀山中学校区三校の P T A 本部役員会議にて、本部役員選出について協議した内容をお知らせいたします。近年、亀山小学校・中学校の P T A 本部役員（会長・副会長・幹事・書記・会計）になっていただける方が減少傾向にあり、組織を維持していくのが大変難しい状況になっております。そこで、少しでも本部役員の負担を軽減し、その選出が円滑に行われるように三校で協議し、次のような規約を加えるよう考えております。

《三校合同規約》

亀山小学校・亀山南小学校・亀山中学校に兄妹が在籍し、どちらかの学校で本部役員在任中は、もう一方の学校の部長・副部長、委員長・副委員長は免除とする（役員選出の対象にはなりますが、部長・副部長、委員長・副委員長の対象からは外れます）。

例）小学校（末子5年生）で本部役員在任中は、亀山中学校（長子2年生）の部長・副部長選出から免除になります。

免除対象者においては自己申告制で行うことにいたします。それぞれの会長（代表）が発行する【部長・副部長、委員長・副委員長免除】用紙を作成し提出する案も検討中です。

令和3年度 P T A 総会規約に提案

三校同時に来年度（令和3年度）の P T A 総会（書面決議）に提案いたします。

今回の提案内容以外にも、その都度さまざまな問題点や課題を協議し、三校で柔軟に対応しながら進め、活動しやすい体制を作っていきたいと考えております。皆様のさらなるご理解とご協力をよろしく願います。